柴田町議会

議 長 我 妻 弘 国 殿

議会運営委員会 委員長 大 坂 三 男

議会運営委員会視察研修報告書

先に実施した議会運営委員会視察研修の結果を、下記のとおり報告 します。

記

- 1 期 日 平成21年7月28日(火)~30日(木)
- 2 視察地及び研修事項
 - 1) 北海道伊達市議会
 - ①議会運営について
 - ②議会活性化への取り組みについて
 - 2) 北海道栗山町議会
 - ①議会基本条例について
 - ②議会活性化への取り組みについて
 - 3) 北海道恵庭市議会
 - ①議会運営について
- 3 研修概要 別紙のとおり

1. 市の概要

伊達市は、北海道胆振支庁西部沿岸に位置し、内浦湾(噴火湾)に面しており、北海道にしては温暖な気候であることから名づけられた、「北の湘南」というブランドを確立している。なお、合併前の旧伊達市は積雪量が少ないが、飛地の旧大滝村は、豪雪地帯である。(平成18年3月、伊達市と大滝村が合併。)

日本で初めての住民による環境権訴訟である伊達火力発電所建設差止請求訴訟(伊達環境権訴訟)や日本で市として初めてのゴミの有料化を実施したことから、環境への取り組みに優れている市として知られる。

また、高齢者や障害者を積極的に受け入れ、新しい福祉の考え方を模索・実践しており、2005年、小泉内閣の推進する構造改革の一環である都市再生のモデルとして「高齢者安心生活まちづくり」(ウェルシーランド構想)が有名である。

平成21年3月31日現在の人口37,058人で、世帯数は17,527世帯となっている。

2. 研修内容

- 1)議会運営について
 - ①議会の概要
 - ・議員法定数 2 6 人で条例定数は 2 2 人。平成 2 1 年 4 月 1 日 現在の平均年齢は 6 0 . 3 歳。
 - ・常任委員会は、総務企画常任委員会(8人)、文教厚生常任 委員会(7人)、産業建設常任委員会(7人)の3つで、任 期は2年。
 - ・議会運営委員会の委員定数は7人で、1会派1人以上を基本 とした構成と成っている(会派からの選出基準は、会長又は 幹事長を必ず含める)。任期は2年。
 - 会派は議員数7~2人の5会派があり、無会派も1名いる。
 - ・議会広報の編集は、議会広報特別委員会7人が主体となって 当たっている。
 - ・議員報酬は議長が39万2,000円、副議長が34万3,000円、議員が31万6,000円となっている。
 - ・出席費用弁償は片道2kmを超える場合のみ、交通費を支給している。
 - ・政務調査費は、会派または議員に対し、議員1人当たり月額 1万円を交付している。
 - ・行政視察は、1人当たり常任委員会が150,000円以内で隔年実施している。
 - ②議員の発言
 - i) 一般質問
 - ・通告は、予備・本通告とあり、予備通告は告示日の翌日の1

5時までとし、本通告は定例会招集日の12時までとする。 (予備通告と本通告の違いは、質問そのものが変更されるわけではなく、数値等の誤記訂正や細かい文言の修正)

- ・通告事項はできるだけ具体的に明記する。
- ・1人の持ち時間は、答弁時間を除いて30分以内とする。
- ・質問形式は一問一答方式とし、発言順位は通告順とする。
- ii) 議案等
- ・1議案に対して1人3回までの質問とする。
- 2) 議会活性化への取り組みについて
 - ①一般質問に係る一問一答方式の導入
 - ・従来までの一括質問一括答弁方式は複数の行政項目を同時に 質問し答弁する形態から、論点が散漫になり分かりづらいと いった欠点を解消し、質問の焦点が明確になり、同時に傍聴 側にとっても、質問・答弁のやりとりがわかりやすくなるこ とから、一問一答方式を採用。
 - ・平成18年第1回定例会から試行的(一括質問一括答弁方式 と一問一答方式の併用し自由選択)に導入し、平成19年第 1回定例会からは完全実施。
 - ②行政報告に対する質疑の導入
 - ・行政報告に質疑を導入することにより、一方通行であった行政報告をより充実させ、議会の活性化を図る。
 - ③議会改革推進協議会の設置
 - ・合併したことにより、各会派からの提示される議会改革事項 及び、議会活性化を協議・議論するため、議会内に議会改革 推進協議会を設置。協議会内に各部会を設置し下記の内容を 協議している。
 - i) 議員定数の在り方
 - ・平成18年合併時は在任特例で定数30人であったが、新市の最初の選挙で定数22人(選挙区を設置。伊達18人、大滝4人)とした。引き続き適正な定数と、選挙区の設置の有無を協議中。
 - ii) ナイター議会の在り方
 - ・平成5年より「開かれた議会」をテーマとした議会改革の1つとして開始したが、当初は傍聴者数多数(50名以上)であったが、年々減少し、平成18年は3~4人となったため、「一定の役割を終えた」と結論付け、平成21年から中止とした。
 - iii)議会中継システムの導入の在り方及び議会IT化の推進について
 - ・議会内IT化(インターネット環境の整備)は時期尚早との 結論をみたが、議会中継システムの導入については引き続き 協議中である。
 - 議会ホームページ上に会議録検索システムは設置済み。
 - iv)議会基本条例の制定について

・制定すべきがどうかを含め協議中。

3. まとめ

伊達市は平成18年3月に合併したが飛地の合併でもあり、住民の声が届きにくくなることを危惧し、議員定数の在り方での選挙区の設置の有無や、議会中継システムの導入を協議している。

議員同士が「開かれた議会」を目指して積極的に活動しており、 議会改革については、上記を含め現在でも協議中の事項がいくつか あり、議会活動の活発な様子が伺えた。また、当町とは歴史友好都 市でもあり、人口規模が似ている点で、具体的な議会運営方法を比 較しながら研修を受けることができ、大いに参考となった。

1. 町の概要

栗山町は、道都札幌市や港湾苫小牧市、新千歳空港に約1時間の道央圏に位置し、北は屈足山系と東は夕張山系につづく緩やかな丘陵地帯で、夕張市と接している。南西を蛇行しながら流れる夕張川は、由仁町、長沼町との境界となり、やや南北に細長い町が形成された町である。

町政では第3次行財政推進計画「がんばる栗山プラン21」に基づき、効率的な行財政の推進に努めており、まちづくりの新たな指針として、町民と行政との協働によって第5次総合計画を策定した。町財政の健全化を最重要課題とし、「ふるさとは栗山です。~人・自然・文化・産業のつながりで創るまち~」を合言葉とし、人を起点として、歴史や文化が育んだ町民による地域に根ざしたまちづくりを進めている。

一方議会では、全国に先がけて2006年に「議会基本条例」を制定。住民に開かれた議会をめざして実践邁進中であり、インターネットでの議会ライブ中継を始め、議員全員が取り組む町民への議会報告会等を実施している。

平成21年4月1日現在の人口13,684人で、世帯数は6,032世帯となっている。

2. 研修内容

- 1)議会基本条例について
 - ①議会基本条例の特徴
 - ・町民や団体との意見交換のための議会主催による一般会議の 設置。
 - ・請願・陳情を町民からの政策提案として位置づけ。
 - ・重要な議案に対する議員の態度(賛否)を公表。
 - 年1回の議会報告会の開催を義務化。
 - 議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与。
 - 政策形成過程に関する資料の提出の努力義務。
 - ・ 5 項目にわたる議決事項の追加。
 - ・議員相互間の自由討議の推進。
 - 政務調査費に関する透明性の確保。
 - ・議員の政治倫理を明記。
 - ・最高規範性と4年に1度の見直しを明記。
 - ・町民から議会運営に関し提言を聴取する議会モニターを設置。
 - ・有権者に政策づくりへの助言をもらう議会サポーターの導入。
 - ②議会基本条例に基づく具体的実践
 - ・一般会議については、活動が制限されている、常任委員会や特別委員会だけでは対処することができない諸課題に対し、 議員と町民が自由に意見交換することができる会議。団体等からの開催要望に可能な限り対応し、必要に応じて議会側か

ら開催を求めることもあり。

- ・議員の態度(賛否)の公表については、町民の評価が的確に なされるよう、重要な議案に対する各議員の賛否を議会広報、 ホームページ等で公表している。
- ・議会報告会については議員が地域に出向き、常任・特別委員会等の議会活動を直接住民に報告し、町政に関する情報を提供するとともに、議会活動に対する批判や意見及び提言等を聴く機会ととらえ、平成17年3月より実施している。
- ・反問権については、町長ほか町の職員が議長の許可により議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため付与している。
- ・地方自治法第96条第2項に基づく、議会独自の議決事項として、次の5つを追加した。①法律第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合計画、②都市計画マスタープラン、③住宅マスタープラン、④高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、⑤次世代育成支援行動計画。
- ・見直し手続きについては、4年ごとの一般選挙によって議員が入れ替わる任期開始時点において、条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検討し、条例改正が必要になった場合は、町民への説明責任を果たすため、改正等の理由、背景を本会議において説明している。
- 2) 議会活性化への取り組みについて
 - ①これまでの実績経過(上記を除くもの)
 - インターネットによる議会ライブ中継。
 - ・議会録画中継配信(ビデオオンデマンド)。
 - 一般質問における一問一答の方式の採用と発言席の設置。
 - 一般質問ポスターの公共施設等への掲示。
 - ②今後の取り組み
 - i)議会モニター制度
 - ・住民からの議会運営や政務調査費に関し提言を聴取し、民主 的な議会をなお一層推進。
 - モニター内容
 - ア)会議を傍聴し、当該会議の運営に関する意見
 - イ) 「栗山町議会だより」及び「栗山町議会ホームページ」 に関する意見
 - ウ)議長が依頼した町議会の運営に関する調査
 - エ) 町議会議員と1年に1回以上の意見交換
 - オ)政務調査費の使途に関すること
 - ii) 議会サポーター制度
 - ・議会及び議会事務局の政策形成、立案機能を高め、実施する に至るまでの参考意見として活用。
 - ・栗山町の議会活動に賛同する有識者など、様々なノウハウを 持つ方々からの相談・助言により議会活性化を進める。

3. まとめ

栗山町は平成18年5月に全国自治体で初めて「議会基本条例」を制定した議会であり、当該条例に基づき具体的に議員として活動 実践を行っている。また4年ごとに条例の見直し規定があることにより、その時期に沿った議会改革や活性化が図られることになり、 形骸化することなく運用されている点は意義深いものがある。

「議会基本条例」は栗山町議会が既にやっていることを条例化したに過ぎないとの説明であったが、一朝一夕に作られてものではなく何年間もの準備と積み重ねの上に作られたものであると思われる。 条例案文だけをまねても実効性のあるものにはなるとは言えず、 当町議会においても今後、制定を含め大くの議論が必要であると考える。

1. 市の概要

恵庭市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置し、恵まれた交通アクセスと穏やかな気候風土を持つまちで、早くから住宅地整備を進めると共に、公共下水道や大学・専門学校、工業団地などの都市基盤の整備が進められ着実に人口が増えており札幌市のベッドタウンである。また、広大な自衛隊演習場があり、自衛隊関係者が多いという側面がある。

支笏洞爺国立公園を後背地とした恵庭渓谷は、「白扇の滝」や「ラルマナイの滝」などが点在しており、市の観光スポットとしては、「サッポロビール工場」等がある。

市民主導による花のまちづくりが盛んであり「ガーデニングのまち」として全国的に有名であるとともに、誕生間もない赤ちゃんに絵本を贈る「ブックスタート」事業を全国に先駆けて着手するなど、さまざまな施策を戦略的・効果的に実施している。

平成21年3月31日現在の人口68,483人で、世帯数は29,670世帯となっている。

2. 研修内容

- 1)議会運営について
 - ①議会の概要
 - ・議員法定数30人で条例定数は24人。平成21年4月1日 現在の平均年齢は58.1歳。
 - ・常任委員会は、総務文教常任委員会(8人)、厚生消防常任 委員会(8人)、経済建設常任委員会(8人)の3つで、任 期は2年。
 - ・議会運営委員会の委員定数は9人。各会派の比例配分で構成 され、任期は2年。
 - ・特別委員会として、基地特別委員会があり委員定数は9人で、 国有提供施設、所在地市町村助成交付金に関する事項等を所 管している。
 - ・会派は議員数13~2人の4会派があり、無会派が3名いる。 (最大会派が自由民主党議員団清和会)
 - ・議員報酬は議長が44万0,000円、副議長が38万5,000円、議員が35万5,000円となっている。
 - ・政務調査費は、会派または議員に対し、議員1人当たり年額 3万円を交付している。
 - ・行政視察は、1人当たり常任委員会が152,000円以内、 議会運営委員会が120,000円以内の隔年で実施してい る。
 - ②議員の発言
 - i) 一般質問の順位

- ・大会派からの輪番とし、定例会ごとに順位を繰り上げて行い 会派内の順位は会派で決めている。
- ・質問者数や開始時刻は13時から1日3人を目途として行うが、人数によっては10時から4人の日程も設けている。
- ii) 一般質問の時間制限
- ・時間制限は、会派持ち時間制とし各会派に1時間30分を均等配分し1人あたり20分を加えた時間とする。なお当該時間には答弁時間を含む。(無会派は一律50分)
- ・質問回数は配分時間内であれば何回でもよい。
- ・質問方法は、1回目壇上で一括質問方式で行うが、2回目以降は議員の選択により一問一答方式も可能とする(一問一答の際は通告書に明記)。
- iii) 議案の質疑
- 通告は不要としている。
- ・回数は同一議員につき同一議題3回まで。
- ③議案の審査
 - i) 条例の制定・一部改正
 - 大半は常任委員会へ付託し審査を経て、本会議に審査報告の 可否を以て議決している。
 - ii) 予算·決算
 - ・必ず特別委員会を設置し付託、委員会審査を経て本会議に審 査報告の可否を以て議決している。ただし、補正予算につい ては、通常は委員会付託せず本会議即決としている。
 - iii)人事案件
 - 事前に会派代表者会議で了承を得たあたと、本会議事件として即決している。
 - iv) 契約関係
 - ・工期等の関係で大半は本会議即決としている。
- ④議会報
 - ・編集委員は、議会運営委員会委員の9人で構成。
 - ・編集主体は、事務局(嘱託職員)が起稿し、編集委員会で協議して発行している。文責は編集委員会として年4回の発行。

3. まとめ

恵庭市では特別委員会で「基地対策特別委員会」が設置されることからも、規模的にも大規模(市の23%を国有地提供、それに伴う交付金約6億円)で、国策ベースで質的・量的にも市に与えている影響は大きい。

会派が党別を中心として構成されており、議会運営についても会派中心で運営されている。代表的な事由では、予算や決算の特別委員会の委員長等の選任方法であり、一般選挙後の最初の議会で4年間の委員長・副委員長をどの会派から選任するかを一度に決めてしまうこと等が挙げられる。

当町と比較すると多少相違がある議会運営方法ではあるが、その市町村に適した、議会運営方法があるはずであり、その自治体・住

民のために分かりやすく、開かれた議会にすることが何よりも大切なことであることを実感でき有意義な研修となった。